

北部地域交通円滑化WG規約

(名称)

第1条 本会は、「北部地域交通円滑化WG」（以下、「WG」という。）と称する。

(目的)

第2条 北部地域における渋滞対策について関係各機関の実施状況及び渋滞対策効果について把握するとともに課題を整理し、対策の円滑な実施に向けて関係各機関の調整及び検討を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 WGは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討するとともに施策推進に関する事項について所掌する。

- (1) 渋滞課題の現況調査
- (2) 課題解消に向けた対策の進め方
- (3) 対策案の検討
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第4条 WGは、別表に掲げる者をもって構成する。

(部会長)

第5条 WGにWG長を置く。

- 2 WG長は、沖縄総合事務局北部国道事務所副所長（技術）を持って充てることとする。
- 3 WG長は、WGを代表し、会務を総理する。

(運営)

第6条 WGは必要に応じてWG長が召集し、その議長となる。

- 2 WG長は、必要に応じてWGメンバー以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、北部国道事務所調査課に置く。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、WG長が定める。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、WGの議決によらなければならない。

(付則)

本規約は、平成23年11月29日から施行する。

一部改正 平成25年11月20日 ※WG構成員の更新

一部改正 平成28年 2月17日

一部改正 令和2年7月21日 ※WG構成員の更新

一部改正 令和3年7月16日 ※WG構成員の更新

一部改正 令和8年7月9日 ※WG構成員の更新

沖縄北部地域交通円滑化WG名簿

	所属	役職	備考
1	沖縄総合事務局 開発建設部 北部国道事務所 ☆	副所長（技術）	WG長
2	沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課 ☆	課長補佐	
3	沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課 ☆	課長補佐	
4	沖縄県 土木建築部 道路街路課 企画調整班 ☆	班長	
5	沖縄県 土木建築部 北部土木事務所 計画調査班 ☆	班長	
6	沖縄県警察本部 交通部 交通規制課 ☆	管制担当補佐	
7	国頭村 建設課	課長	
8	東村 建設環境課	課長	
9	大宜味村 建設環境課	課長	
10	名護市 建設部 建設土木課 ☆	課長	
11	今帰仁村 建設課 ☆	課長	
12	本部町 建設課 ☆	課長	
13	宜野座村 建設課	課長	
14	恩納村 建設課	課長	
15	金武町 建設課	課長	
16	西日本高速道路株式会社 沖縄高速道路事務所 ☆	副所長	

※ ☆はテーマパーク渋滞対策勉強会のメンバーを兼ねる

事務局

	所属	備考
1	沖縄総合事務局 開発建設部 北部国道事務所 調査課	